

上越市刑法の改正に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

令和7年3月25日

上越市長 中 川 幹 太

上越市規則第16号

上越市刑法の改正に伴う関係規則の整備に関する規則

(議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和46年上越市規則第71号)の一部を次のように改正する。

第7条の2第1号中「懲役、禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(職員就業規則の一部改正)

第2条 職員就業規則(昭和47年上越市規則第52号)の一部を次のように改正する。

第8条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(上越市表彰条例施行規則の一部改正)

第3条 上越市表彰条例施行規則(昭和62年上越市規則第21号)の一部を次のように改正する。

第8条第1号中「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

この規則は、令和7年6月1日から施行する。